

通所介護重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人板倉町社会福祉協議会が開設する指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適性な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定通所介護事業の提供に当たる者（以下「職員」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

事業に当たる職員は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2. 事業所の名称

(1) 名 称 社会福祉法人板倉町社会福祉協議会

(2) 所在地 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 3 4 1 1 - 1 4 1 7
板倉町総合老人福祉センター敷地

3. 職員の職種、員数及び職務内容

(1) センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容

① 管理者 1 名（介護職員と兼務）

管理者は、センターの従業員の管理及び業務の管理を一元化に行うものとする。

② 職員 生活相談員 2 名（介護職員と兼務）

看護職員 4 名

介護職員 4 名（常勤 2 名、非常勤 2 名）

機能訓練指導員 4 名（看護職員と兼務）

職員は、指定通所介護の提供に当たる。

③ 事務職員 1 名

事務職員は必要な事務を行う。

4. 営業日及び営業時間

(1) センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日～1月3日
また、会長が特別に認める日を除く

② 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

③ サービス提供時間 午前 9 時から午後 4 時 3 0 分までとする。

5. 通所介護の内容

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス
- (4) 介護方法の指導
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 食事サービス
- (8) 入浴サービス
- (9) その他利用者に対する便宜の提供

6. 利用料

- (1) 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割とする。また、必要に応じ実費を徴収することができる。
- (2) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護事業に要した交通費は、次の額とする。

①事務所から、片道概ね10キロメートル未満	1, 300円
②事務所から、片道概ね10キロメートル以上20キロメートル未満	2, 300円
③事務所から、片道概ね20キロメートル以上	2, 800円

7. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、板倉町

8. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 機能訓練を行うものは、健康状態を確認の上行うこと。
- (3) 浴室を利用する際は、職員の指示に従い事故を起こさぬよう注意すること。
- (4) 盗難や事故に遭わぬよう高価なものや危険なものを持ち込まないこと。
- (5) 集団で快適な生活が営めるよう、規則やマナーを守ること。

9. 虐待防止に関する事項

本事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、通所介護の提供中に、従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

10. 身体拘束等の原則禁止

- (1) 本事業所は、通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- (2) 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その対応及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

11. 苦情申立の制度

苦情申し立てについては以下を参考にしてください。（以下苦情受付窓口詳細）

名称		住所	電話番号・FAX番号
板倉町社会福祉協議会	苦情解決責任者 「事務局長」 柏崎 崇	群馬県邑楽郡板倉町大字 板倉3411-1417	0276-82-3900 0276-82-3759
	第三者委員		
	古橋 久徳	板倉町大字岩田	
	武井 直美	板倉町大字除川	
	苦情受付担当 介護保険係長 大橋尊仁	群馬県邑楽郡板倉町大字 板倉3411-1417	0276-82-3961 0276-82-3971
板倉町役場（健康介護課介護高齢係）		群馬県邑楽郡板倉町大字 板倉2682-1	0276-82-6135
群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課（苦情相談窓口） 月 ～金 9:00～17:00		群馬県前橋市元総社町 335-8	027-290-1323

事故発生時の対応

- (1) 当事業所は利用者に事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の家族及び担当介護支援専門員（居宅介護支援事業所）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保管します。
- (3) 当事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

加入保険会社 = 全国社会福祉協議会

加入保険名 = 施設の損害補償

保険会社代理店 = 損保ジャパン群馬支店

〒371-0023

前橋市本町1-4-4 TEL (027) 223-5111

保証の概要 = サービス利用中の怪我及び器物破産等の保証を行います。

*本書2通作成し、事業者・利用者で1通ずつ保管することとする。

事業者 本書説明の上、同意を得たうえで交付いたします。

<事業者名> 社会福祉法人 板倉町社会福祉協議会

<住所> 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉3411-1417

<代表者名> 会長 峯崎俊雄 印

利用者 本書説明及び重要事項説明書の交付を受け了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

印

〔代理人氏名

印〕